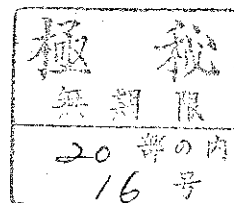


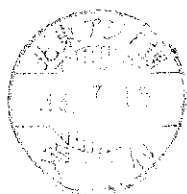
秘密指定解除
外交記録・情報公開室



昭和44年7月

「日韓会談における請求権・経済協力協定
第2条に関する交渉—合意事項イニシアル
後協定調印まで—」追録
(小和田 恒書記官談話)

アジア局北東アジア課内
交渉史編纂委員会



目 次

はじめに	1
1. 考慮をはらった3点	2
2. 「3、5月1日、4日法制局で審議」(P・6~P・9) に関連して	6
3. 「4、5月8日の詳細な大蔵省案と5月17日 の簡単な条約課長案」(P・10) に関連して	9
4. 「5、変つていつた請求権に対する考え方」 (P・11~P・16)に関連して	12
5. その他	14

はじめに

小和田恒書記官は、34年7月～40年8月、
条約局法規課勤務、日韓会談では第5次会談以
降代表補佐として、第5次会談で基本関係・漁
業問題、第6次会談で請求権・漁業問題、第7
次会談で基本関係・請求権問題を担当した。現
在は国際連合日本政府代表部勤務である。

本稿は小和田書記官が昭和44年2月、一時
帰国の際、2月22日に外務省において「日韓
会談における請求権・経済協力協定第2条に関
する交渉」（44年1月、交渉史編纂委員会）
の記録に関連して談話を聴取したものである。

1. 考慮をはらつた3点

請求権問題の交渉をする時にわれわれが最大の考慮をおいた点が3つあつた。

第1は北鮮との関係である。これは勿論、基本関係においても大事な点であつたが、請求権との関係では具体的にどの範囲まで処理することが法律的に可能かということを含める必要があつた。それがこの第2条案でいろいろな表現をとつた原因である。例えば「住民」にするか、「国民」にするかとか、「管轄の下にある」とするかしないか、また三角地帯の問題などはすべてそれに関連したものである。

第2の点は、在外財産問題審議会があつて在外財産一般の補償問題を取りあげており、当時在外財産を補償せざるをえないのではないかという空気がかなり強かつたために、日韓で新たに在韓日本人の財産について補償しなければならぬとなると、大変な政治問題になる、これを何とか避けようと考えた。

大蔵省がこの問題に強い関心を示し、われわれとしてもその点は十分気をつけなければならぬし、法制局も非常に慎重であつた。

第2条の案の順序が変つたり、同じことを1項にしたり3項にしたりしているのは、主としてその考慮からである。

要するに、平和条約でとりきめた範囲のことならば日韓協定で定められても平和条約批准のときと同じ説明がつくわけである。すなわち、今まで平和条約については、政府が個人の請求権を放棄したのではなく、外交保護権の放棄であるという説明をしてきているし、これは日韓条約についてもあてはまる。

しかし、平和条約とちがつた表現を使つて、しかも請求権を放棄したということになると、補償しなければならないという議論が強まることも予想され、そのためにその表現のしかたが最後まで日本側の内部でもめた。韓国と交渉する前の各省との打合せの段階における各省の関心は専らこの点にあつたといつても

過言ではない。

在外財産との関係が非常に厄介だったのは、一方において日本側の財産請求権は政府が直接消滅させたという形には絶対にしたくないという要請があつたのに対して、他方、韓国側の財産請求権に関しては、きちつと消滅させておかないとあとで厄介なことになつては困るという全く矛盾する二つの要請があつた。それをどうやつて両方とも満足させるかということが条文を作る時の一番大きい問題であり、これが最後まで残つた問題であつた。

第3の点は、技術レベルの問題であり、第2の点と関連するが、条約によつて消滅させてしまうか、それとも条約では処分権だけにして、その処分権に基づいて法律を作る。法律を作るとすれば包括的な立法/本だけにするか、それとも各省ごとに立法するか、この点が各省との折衝で非常にもめた。

技術的な問題の第2点としては、財産、権利、利益、請求権が考えられる中で、原則は

全部消滅させるのであるが、その中で消滅させることがそもそもおかしなものがある。例えば戦後の通常の貿易から生じた債権、債務関係などを消滅させるわけにいかないとすれば、一体理論的にいつてどこまでのものを消滅させ、どこまでのものを生かしたらいいのかという問題と、政策的にいつてどこまでのものを消滅させなければいけないかという問題である。この点、外務省は理論的なものにはしか関心がなかつたが、大蔵省などは、なるだけ広くすべてを消滅させたいという気持が非常に強く、その大蔵省の要望をどの程度いれるかという技術的問題があつた。

2. 「3.5月1日、4日法制局で審議」(P.6
～P.9)に関連して

法制局長官がわれわれとの会議に出られた理由は、北鮮との関係が国会でやかましいという点もあつたが、さきにも述べた三つの点がいずれも関係があつたと思う。その中でも、自分の感じでは、第2の在外財産との関係で請求権放棄をこの際どういう形でするのかということが法制局として最大の関心であつたという気がする。

国内立法をすることになつたのは、最終段階であり、条約で消滅させてしまふか、それとも条約は簡単にしておいて国内立法にまかせるか、国内立法にまかせるとすれば包括立法をするか、各省に法律を作つてもらふかという点は最後までオープンに残つていて、法制局と話をした段階でそれが段々はつきりしていつた。実体の方からみて先ず条約で全部消滅した上で包括立法をしてさらに具体的に

消滅してしまふということにしなければ、手のつけようがないだろうということで、最終的にそり決つたのであつて、法制局にもち込んだ段階では、そんなことは全く決つていなかつた。

外務省としては、むしろ条約は平和条約のような形にして処分権だけを規定する、そして各省に個別立法を作つてもらひ、それで消滅してもらひ、例えば郵政省なら貯金についての措置をとつて消滅してもらひ、大蔵省についても同様というふうに考えていた。ところが、各省がそんなことは実体的に不可能だといひ出して、われわれもそういう感じを強くしてきたものだから、それではやはり包括立法でやるより仕方ないということになり、包括立法でやるときは、各省全体にわたる問題だから個別の省にやらせるわけにはいかない。可能性があるのは、法制局、大蔵省、外務省である。大蔵省は自分の所は個別的な問

題をたくさんかかえてはいるけれども、他省の分まで引受けて包括立法をするような立場にはないというので、大蔵省はおち、法制局は自分で法律を作るようなことはしないという立場論を強く主張した。結局、それではしよらないから外務省がやろうかということになった。

条約局長と松永条約課長が法制局と交渉して外務省がやるということになり、外務省の中で官房がやるのか、北東アジア課か、条約局かという問題になつて、条約局長が官房に行つて話をして条約でやりましようということになった。条約局の中でも条約課がやるのか法規課がやるのかという問題になつて、結局条約課が引受けたという経緯であつたと聞いている。

3. 「4 5月8日の詳細な大蔵省案と5月17日の簡単な条約課長案」(P.10)に関連して

大蔵省の詳細な案というのは、自分の感じでは、大蔵省は協定案としてもつてきたものではなく、実体的にみてこういうものは今度の協定で消滅してもらわなくては困るという気持ちからそれを条文にはつきりしてくれという希望の表明であつたと思う。これは、請求権については在外財産との関係があるから自分の方は消滅したくないという気持ちから日本側のは4条りだけを書いている。他方、韓国の方は対日請求8項目を完全に消滅したいというので8項目の内容を具体的に個々のものにわけて書いている。とくに朝鮮総督府の財産の承継関係は、大蔵省の場合、非常に厄介で、例えば簡易保険は大蔵省自体が債務者であり、朝鮮にあつた簡易保険局はその出先機関でしかなかつたという事情がある。それを

消滅しておかないと権利として残り、東京の方に請求されてくる可能性があるので、大蔵省は非常に神経質になつていた。これは米軍政法令第33号の解釈の時にも問題になつた点である。すなわち、「向うにあつた財産はみんな押えられたのだから郵便貯金など向うの金で払う、つまり債務者としての義務も全部米軍政法令33号及びその後の米韓協定によつて韓国政府に移転した」という説明をとつたのに対し、簡易保険はこちらに本拠があり、しかも金もこちらにもつてきていたのだから米軍政法令33号は及ばなかつた筈であり、だから債務は依然として残るのではないかというのである。これは国家承継との関係があつて、いろいろ議論があつた。この点で「米軍政法令33号でスッパリ日本財産は向うに行つたのだからその債務は日本に関係ない」という主張は必ずしも法律的にできない。裁判になつた時にその点が問題になり得るの

で、あくまでもそういうものも今度の協定で全部終りになるということをはつきりしておきたいという気持が大蔵省に非常に強かつた。法律的には大蔵省のいうとおりであつて、われわれとしてもこれは何とかみてやらなければならぬという気持をもつていた。

松永条約課長が作られた案は、大蔵省案への対案として簡単な案を作つたのではない。この5月17日案は5月7日案と同じである。5月7日案はかなり詳しいけれどもその第2項をとつてしまい、第1項と第3項を残したものである。第2項の記載事項については、大蔵省がいつていることをもう少し具体的に書くために、交換公文でそれを詳細に規定するという方式をとつてゐる。

4 「5. 変つていつた請求権に対する考え方」
(P.11 ~ P.16) に關連して

佐藤条約局長の話は、当時の模様を正確に reproduce しているので、自分が付け加える必要はあまりない。局長が「『請求権とは何か』、『請求権を放棄するというのはどういう意味か』ということが非常に問題になつた」といつておられるのは、第2の在外財産の補償問題との關連で、それが非常に厄介だつたからだと思ふ。法制局案や条約局案で、同じ条文が前に出たり後に行つたりしているのは、はじめに「いかなる主張もなし得ないのだ」あるいは「処分しても文句はいわないのだ」というふうにいつておいて、そのあとで「請求権を放棄する」といへば、最初のが一般原則であり、その結果として國は外交保護權を行使しないというニュアンスが強くなるのに対して、はじめに「請求権を放棄する」といふと、平和条約の規定以上のことをやつたの

ではないかという印象が強くなってくるのが心配であつたからである。

平和条約第14条と同じように、最初処分権の形でいろいろ規定を作っているのも平和条約と同じ表現を使つておけば、平和条約の場合とまったく同じ説明ができるという気持であつたからである。ところが最後に法制局が、これは主として実体上の理由からであるが、「処分権」としてしまうと、処分する権利があるだけであつて、処分されるまでは権利は *intact* に残つてしまう。そうすると具体的に各省が個々の具体的な問題について処分する措置をとらなければならないことになるが、それは実際問題として不可能である。従つて「処分権」という書き方では国内的に收拾がつかなくなるという実態があつたために、法制局がふみ切つて「請求権は放棄する」と書き、説明として外交保護権の放棄であるということにした。そこで若干すつきりして順

序が入れかわり処分権の方式ではなくなつた
のであつた。

5. その他

5月4日の法制局審議(P. 7)及び5月
24日の各省会議(P. 17)に自分(小和
田事務官)は出席していた。